

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
その翌日
に当り
るとき
は、
その
翌日
に
当
る
日
と
す
る
)

目次

◇条 例 恩給の年額の昭和五十年改定に関する条例

鳥取県文化財保護審議会条例

鳥取県官吏等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

鳥取県文化財保護条例の一部を改正する条例

◇規 則

恩給の年額の昭和五十年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続に関する規則

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給手額の改定及び請求手続に関する規則

条 例

恩給の年額の昭和五十年改定に関する条例をここに公布する。

昭和五十年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十七号

恩給の年額の昭和五十年改定に関する条例

(恩給の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金(第三項に規定する退職年金又は遺族年金を除く。次項において同じ。)

については、昭和五十年八月分以降、その年額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十年十二月鳥取県条例第三十九号)による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「改正後の年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

一 次号に規定する退職年金及び遺族年金以外の退職年金及び遺族年金については、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表第一(イ)の仮定給料年額

二 六十五歳未満の者(公務傷病年金を受ける者を除く。)に給する退職年金又は六十五歳未満の者(遺族年金を受ける妻及び子を除く。)

に給する遺族年金(改正後の年金条例第二十五条において準用する恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五条第一項第二号及び第三号の規定による遺族年金を除く。)で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退職年金についての所要最短恩給年限未満のもののうち、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が四十一万五

千三百円以下の退職年金又は遺族年金については、その給料年額にそれぞれ対応する別表第一(ロ)の仮定給料年額

2 昭和四十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和五十一年一月分以降、前項の規定により改定された年額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。ただし、改定年額が改定前の年額に達しないものについては、この改定を行わない。

一 前項第一号に規定する退職年金及び遺族年金については、昭和五十一年七月三十一日において現に受けている恩給の年額の基礎となつてゐる給料年額(恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第三十二号)第一条第二項後段の規定の適用によりその年額を改定された退職年金又は遺族年金にあつては、同項前段の規定を適用したとしたならば昭和五十年七月三十一日において受けることとなる恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額)にそれぞれ対応する別表第二(イ)の仮定給料年額

3 二 前項第二号に規定する退職年金及び遺族年金については、昭和五十一年七月三十一日において現に受けている恩給の年額の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表第二(ロ)の仮定給料年額
恩給の年額の計算の基礎となつた給料と恩給法上の公務員若しくはこれに準ずる者若しくは他の都道府県(これに準ずるものを含む。)の退

職年金に関する条例上の職員の俸給若しくは給料とが併給されていた者であつて、恩給の年額の計算の基礎となつた給料の額がこれらの併給された俸給若しくは給料の合算額の二分の一以下であつたもの又はその遺族に給する退職年金又は遺族年金については、その年額を、昭和五十年八月分以降その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額に一・二九三を乗じて得た額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に、昭和五十一年一月分以降昭和五十年七月三十一日において現に受けている恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額に一・三八一を乗じて得た額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に、それぞれ改定する。この場合において、退職又は死亡当時の給料年額とみなされた額及び改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

(職権改定)

第二条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年八月一日から適用する。
別表第一(第一条関係)

(イ)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
四三二、八〇〇円	五五九、六〇〇円

一、
 四〇〇、四〇〇
 九四七、八〇〇
 九二九、七〇〇
 八九八、九〇〇
 八七七、四〇〇
 八五四、八〇〇
 八一〇、六〇〇
 七七〇、五〇〇
 七四〇、四〇〇
 七三〇、〇〇〇
 六九〇、七〇〇
 六七一、一〇〇
 六五〇、八〇〇
 六三五、二〇〇
 六一〇、五〇〇
 五九〇、六〇〇
 五七〇、八〇〇
 五五二、八〇〇
 五三四、八〇〇
 五二〇、一〇〇
 五〇四、二〇〇
 四八五、九〇〇
 四七二、九〇〇
 四六一、八〇〇
 四五〇、六〇〇

一、
 二、二九三、五〇〇
 一、二二五、五〇〇
 一、二〇二、一〇〇
 一、一六二、三〇〇
 一、一三四、五〇〇
 一、一〇五、三〇〇
 一、〇四八、一〇〇
 九九六、三〇〇
 九五七、三〇〇
 九四三、九〇〇
 八九三、一〇〇
 八六七、七〇〇
 八四一、五〇〇
 八二一、三〇〇
 七八九、四〇〇
 七六三、六〇〇
 七三八、〇〇〇
 七一四、八〇〇
 六九一、五〇〇
 六七二、五〇〇
 六五一、九〇〇
 六二八、三〇〇
 六一一、五〇〇
 五九七、一〇〇
 五八二、六〇〇

一、
 二、三九七、一〇〇
 二、三五二、八〇〇
 二、二五五、五〇〇
 二、二〇七、八〇〇
 二、一五八、五〇〇
 二、〇六〇、五〇〇
 一、九六三、七〇〇
 一、九一三、三〇〇
 一、八六六、三〇〇
 一、七九一、五〇〇
 一、七一六、二〇〇
 一、六四〇、七〇〇
 一、五八〇、八〇〇
 一、五六五、九〇〇
 一、四九〇、七〇〇
 一、四一五、五〇〇
 一、三七八、四〇〇
 一、三四〇、五〇〇
 一、二七八、九〇〇
 一、二一六、八〇〇
 一、一七三、〇〇〇
 一、一五九、三〇〇
 一、一〇六、二〇〇
 一、〇五三、七〇〇
 一、〇二六、四〇〇

一、
 三、〇九九、五〇〇
 三、〇四二、二〇〇
 二、九一六、四〇〇
 二、八五四、七〇〇
 二、七九〇、九〇〇
 二、六六四、二〇〇
 二、五三九、一〇〇
 二、四七三、九〇〇
 二、四一三、一〇〇
 二、三一六、四〇〇
 二、二一九、〇〇〇
 二、〇四四、〇〇〇
 二、〇二四、七〇〇
 一、九二七、五〇〇
 一、八三〇、二〇〇
 一、七八二、三〇〇
 一、七三三、三〇〇
 一、六五三、六〇〇
 一、五七三、三〇〇
 一、五一六、七〇〇
 一、四九九、〇〇〇
 一、四三〇、三〇〇
 一、三六二、四〇〇
 一、三二七、一〇〇

(四)

三八〇、四〇〇円以下	恩給年額の計算の基礎となつている給料年額	四九一、九〇〇円	仮定給料年額																						
<p>恩給年額の計算の基礎となつている給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の給料年額に対応する仮定給料年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつている給料年額が三百十八万二千九百円を超える場合においては、その年額に一・二九三を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を仮定給料年額とする。</p>																									
<table border="1"> <tr><td>二、四五〇、〇〇〇</td><td>三、一六七、九〇〇</td></tr> <tr><td>二、五四六、九〇〇</td><td>三、二九三、一〇〇</td></tr> <tr><td>二、六五三、〇〇〇</td><td>三、四三〇、三〇〇</td></tr> <tr><td>二、七〇七、五〇〇</td><td>三、五〇〇、八〇〇</td></tr> <tr><td>二、七五九、一〇〇</td><td>三、五六七、五〇〇</td></tr> <tr><td>二、八一三、二〇〇</td><td>三、六三七、五〇〇</td></tr> <tr><td>二、八六五、五〇〇</td><td>三、七〇五、一〇〇</td></tr> <tr><td>二、九七一、二〇〇</td><td>三、八四一、八〇〇</td></tr> <tr><td>三、〇七七、〇〇〇</td><td>三、九七八、六〇〇</td></tr> <tr><td>三、一二九、三〇〇</td><td>四、〇四六、二〇〇</td></tr> <tr><td>三、一八二、九〇〇</td><td>四、一一五、五〇〇</td></tr> </table>				二、四五〇、〇〇〇	三、一六七、九〇〇	二、五四六、九〇〇	三、二九三、一〇〇	二、六五三、〇〇〇	三、四三〇、三〇〇	二、七〇七、五〇〇	三、五〇〇、八〇〇	二、七五九、一〇〇	三、五六七、五〇〇	二、八一三、二〇〇	三、六三七、五〇〇	二、八六五、五〇〇	三、七〇五、一〇〇	二、九七一、二〇〇	三、八四一、八〇〇	三、〇七七、〇〇〇	三、九七八、六〇〇	三、一二九、三〇〇	四、〇四六、二〇〇	三、一八二、九〇〇	四、一一五、五〇〇
二、四五〇、〇〇〇	三、一六七、九〇〇																								
二、五四六、九〇〇	三、二九三、一〇〇																								
二、六五三、〇〇〇	三、四三〇、三〇〇																								
二、七〇七、五〇〇	三、五〇〇、八〇〇																								
二、七五九、一〇〇	三、五六七、五〇〇																								
二、八一三、二〇〇	三、六三七、五〇〇																								
二、八六五、五〇〇	三、七〇五、一〇〇																								
二、九七一、二〇〇	三、八四一、八〇〇																								
三、〇七七、〇〇〇	三、九七八、六〇〇																								
三、一二九、三〇〇	四、〇四六、二〇〇																								
三、一八二、九〇〇	四、一一五、五〇〇																								

(イ) 別表第二(第一条関係)

三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	恩給年額の計算の基礎となつている給料年額	一、〇〇八、一〇〇	仮定給料年額
三八〇、四〇〇円を超え三九七、六〇〇円以下	四三二、八〇〇円	九五四、一〇〇円	五九七、七〇〇円
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	四五〇、六〇〇	五三七、〇〇〇円	六二二、三〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	四六一、八〇〇	五三七、〇〇〇円	六三七、七〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	四七二、九〇〇	五三七、〇〇〇円	六五三、一〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	四八五、九〇〇	五三七、〇〇〇円	六七一、〇〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	五〇四、二〇〇	五三七、〇〇〇円	六九六、三〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	五二〇、一〇〇	五三七、〇〇〇円	七一八、三〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	五三四、八〇〇	五三七、〇〇〇円	七三八、六〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	五五二、八〇〇	五三七、〇〇〇円	七六三、四〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	五七〇、八〇〇	五三七、〇〇〇円	七八八、三〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	五九〇、六〇〇	五三七、〇〇〇円	八一五、六〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	六一〇、五〇〇	五三七、〇〇〇円	八四三、一〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	六三五、二〇〇	五三七、〇〇〇円	八七七、二〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	六五〇、八〇〇	五三七、〇〇〇円	八九八、八〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	六七一、一〇〇	五三七、〇〇〇円	九二六、八〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	六九〇、七〇〇	五三七、〇〇〇円	九五三、九〇〇
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	七三〇、〇〇〇	五三七、〇〇〇円	一、〇〇八、一〇〇

一、七九一、五〇〇	一、〇二二、五〇〇
一、七一六、二〇〇	一、〇六四、一〇〇
一、六四〇、七〇〇	一、一一九、四〇〇
一、五八〇、八〇〇	一、一八〇、五〇〇
一、五六五、九〇〇	一、二二一、七〇〇
一、四九〇、七〇〇	一、二四一、四〇〇
一、四一五、五〇〇	一、二八三、九〇〇
一、三七八、四〇〇	一、三〇八、九〇〇
一、二七八、九〇〇	一、三八一、六〇〇
一、三四〇、五〇〇	一、四一七、五〇〇
一、二一六、八〇〇	一、四五五、二〇〇
一、一七三、〇〇〇	一、五二七、七〇〇
一、一五九、三〇〇	一、六〇一、〇〇〇
一、一〇六、二〇〇	一、六一九、九〇〇
一、〇五三、七〇〇	一、六八〇、四〇〇
一、〇二六、四〇〇	一、七六六、二〇〇
一、〇〇〇、四〇〇	一、八五一、二〇〇
九四七、八〇〇	一、九〇三、六〇〇
九二九、七〇〇	一、九五四、八〇〇
八九八、九〇〇	二、〇五八、七〇〇
八七七、四〇〇	二、一六二、五〇〇
八五四、八〇〇	二、一八三、一〇〇
八一〇、六〇〇	二、二六五、八〇〇
七七〇、五〇〇	二、三七〇、一〇〇
七四〇、四〇〇	二、四七四、一〇〇

一、八六六、三〇〇	二、五七七、四〇〇
一、九一三、三〇〇	二、六四二、三〇〇
一、九六三、七〇〇	二、七一一、九〇〇
二、〇六〇、五〇〇	二、八四五、六〇〇
二、一五八、五〇〇	二、九八〇、九〇〇
二、二〇七、八〇〇	三、〇四九、〇〇〇
二、二五五、五〇〇	三、一一四、八〇〇
二、三五二、八〇〇	三、二四九、二〇〇
二、三九七、一〇〇	三、三二〇、四〇〇
二、四五〇、〇〇〇	三、三八三、五〇〇
二、五四六、九〇〇	三、五一七、三〇〇
二、六五三、〇〇〇	三、六六三、八〇〇
二、七〇七、五〇〇	三、七三九、一〇〇
二、七五九、一〇〇	三、八一〇、三〇〇
二、八一三、二〇〇	三、八八五、〇〇〇
二、八六五、五〇〇	三、九五七、三〇〇
二、九七一、二〇〇	四、一〇三、二〇〇
三、〇七七、〇〇〇	四、二四九、三〇〇
三、一二九、三〇〇	四、三二一、六〇〇
三、一八二、九〇〇	四、三九五、六〇〇

恩給年額の計算の基礎となっている給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の給料年額に対応する仮定給料年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつている給料年額が三百十八万

二千九百円を超える場合においては、その年額に一・三八一を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を仮定給料年額とする。

(ロ)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
三八〇、四〇〇円以下	五二五、三〇〇円
三八〇、四〇〇円を超え三九七、六〇〇円以下	五四九、一〇〇円
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	五七三、五〇〇円

鳥取県文化財保護審議会条例をここに公布する。

昭和五十年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十八号

鳥取県文化財保護審議会条例

(設置)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百五十五条の規定に基づき、鳥取県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置

する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に關する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に關して教育委員会に建議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会の運営について準用する。

(専門委員)

第八条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和五十一年一月一日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十九号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ第二項中「七十五万円」を「百四万円」に、「三百七十五万円」を「五百二十万円」に、「四百五十万円」を「六百二十四万円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和四十九年九月分」を「昭和五十年八月分」に改め、同項の表を次のように改める。

六十五歳以上の者に給する退職年金	退職年金又は遺族年金に算入されている実在職年の年数	金 額
	退職年金についての最短恩給年限	四十二万円
六十五歳以上の者に給する退職年金	九年以上退職年金についての最短恩給年限未滿	三十一万五千元
	九年以上	二十一万円
六十五歳未滿の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。)	退職年金についての最短恩給年限	三十一万五千元
	以上	三十一万五千元
六十五歳未滿の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金	九年以上	三十一万五千元

六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻若しくは子に給する遺族年金(六十五歳未満の者に給する遺族年金(妻又は子に給する遺族年金を除く。))	九年末満	九年以上退職年金についての最短恩給年限以上	二十一万円
	九年末満	九年以上退職年金についての最短恩給年限未満	十五万七千五百円
六十五歳未満の者に給する遺族年金(妻又は子に給する遺族年金を除く。))	九年末満	退職年金についての最短恩給年限以上	十五万七千五百円
	九年末満	退職年金についての最短恩給年限未満	十万五千元

第二条第三項中「昭和四十九年八月三十一日」を「昭和五十年七月三十一日」に改める。

(恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例の一部改正)

第三条 恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三分の一」の下に「(八十歳以上の者に給する退職年金又は八十歳以上の者に給する遺族年金の年額の算定の基礎となる退職年金の昭和五十年八月分以降の年額については、その超える年数が十年に達するまでは三分の二)」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年八月一日から適用する。(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正後の年金条例」という。)第二十三条ノ二の規定

は、昭和五十年七月三十一日以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。

3 昭和五十年八月分から同年十二月分までの退職年金の停止に関する改正後の年金条例第二十三条ノ二第一項の規定の適用については、同項中「百四万円」とあるのは「九十七万円」と、「五百二十万円」とあるのは「四百八十五万円」と、「六百二十四万円」とあるのは「五百八十二万円」とする。

鳥取県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十号

鳥取県文化財保護条例の一部を改正する条例

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一章の章名の前に次の目次を加える。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 県指定保護文化財(第四条―第十八条)

第三章 県指定無形文化財(第十九条―第二十四条)

第四章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財(第二十五条

―第二十九条―

第五章 県指定史跡名勝天然記念物(第三十条―第三十五条)

第六章 県選定伝統的建造物群保存地区(第三十六条―第三十八条)

第七章 県選定保存技術(第三十九条―第四十三条)

第八章 雑則(第四十四条・第四十五条)

第九章 罰則(第四十六条―第四十八条)

附則

第二条中「民俗資料及び記念物」を「民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群」に改める。

第三条を次のように改める。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第三条 教育委員会は、この条例の執行に当たつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第四条第一項中「、所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)」の同意を得てを削り、「有形文化財」の下に「(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。)」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「所有者等」を「所有者及び権原に基づく占有者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならぬ。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない

ときは、この限りでない。

第五条第二項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同条第三項中「みならず」を「する」に改め、同条第四項中「所有者等」を「所有者及び権原に基づく占有者」に改め、同条第五項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「及び」を「、又は」に改める。

第七条第一項を次のように改め、同条第四項中「前条」の下に「及び第一項」を加える。

県指定保護文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定保護文化財を管理しなければならない。

第十二条の見出し中「、修理又は復旧」を「又は修理」に改め、同条第二項中「き損し、又は衰亡しよう」とを「き損」に改め、「又は復旧」を削り、同条第三項中「基いて」を「基づいて」に、「管理、修理若しくは復旧(以下「修理等」という。)」を「修理のため」に、「費用につき」を「費用については、県は、所有者又は管理責任者に対し」に改める。

第十三条第一項中「修理等に関し必要な措置」を「修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)」に、「第十二条を「前条」に、「かかる」を「係る」に改める。

第十四条の見出し中「現状変更」を「現状変更等」に改め、同条第一項中「の現状を変更」を「に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

第十四条第三項中「かかる現状変更」を「係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「現状の変更」の下に「又は保存に影響を及ぼす行為」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

第十四条に次の一項を加える。

5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

第十五条第一項ただし書中「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に、「場合」を「とき」に改め、同条第二項中「かかる」を「係る」に、「与える」を「する」に改める。

第十六条第二項中「修理等」を「管理又は修理」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第六項中「き損」を「き損」に、「通常生ずべき損害」を「その通常生ずべき損失」に、「責」を「責め」に、「場合」を「とき」に改める。

第十七条中「修理等」を「管理若しくは修理」に改める。

第十九条第一項中「所有者等の同意を得て、無形文化財」を「無形文化財（法第五十六条の三第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）」に改め、同条第二項中「当つては」を「当たつては」に改め、「保持者」の下に「又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）」

を加え、同条第三項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、「者に」を「もの（保持団体にあつては、その代表者）」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、「足りる者」を「足りるもの」に、「その者」を「そのもの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第四項」を削り、同項を同条第五項とする。

第二十条第二項中「認められるとき」の下に「、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められるとき」を加え、同条第三項中「保持者」の下に「又は保持団体の代表者」を加え、同条第四項中「みなす」を「する」に改め、同条第五項中「認定されていた者」の下に「又は保持団体として認定されていた団体の代表者」を加え、同条第六項前段を次のように改める。

保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

第二十一条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に後段として次のように加える。

保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散したときにあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

第二十二条第一項中「行い、又は保持者」を「執ることができるとし、県は、保持者又は保持団体」に、「当る」を「当たる」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十三条第一項及び第二項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加える。

第二十四条中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、「当る」を「当たる」に改める。

第四章の章名を「第四章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財」に改める。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

(指定)

第二十五条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第五十六条の十第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつて重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第五十六条の十第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつて重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第四条第二項から第五項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示しとする。

(解除)

第二十六条 教育委員会は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失つたときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第二項及び第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示しとする。

4 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第五十六条の十第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第四項及び第五項の規定を準用する。

6 第四項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

第二十七条の見出しを「（県指定有形民俗文化財の現状変更等の届出）」に改め、同条第一項中「県指定民俗資料の現状を変更し」を「県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をし」に改め、同条第二項中「県指定民俗資料」を「県指定有形民俗文化財」に、「かかる現状変更」を「係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「県指定民俗資料」を「県指定有形民俗文化財」に、「第十五条」を「第十六条」に改める。

第二十八条の次に次の三条を加える。

（県指定無形民俗文化財の保存）

第二十八条の二 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について、自ら記録の作

成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第二十八条の三 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 教育委員会は、県が補助金を交付した県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を命ずることができる。

3 前二項の場合には、第二十三条第三項の規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第二十八条の四 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができ。

第二十九条の見出し中「無形の民俗資料」を「県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財」に改め、同条第一項中「無形の民俗資料」を「県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財」に、「若しくは公開し、又は」を「又は公開することができるものとし、県は、」に、「当該民俗資料」を「当該無形の民俗文化財」に、「公開若しくは」を「公開又は」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十条第一項中「所有者等の同意を得て、記念物」を「記念物（法第六十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第四項までの規定を準用する。

第三十一条第二項中「みなす」を「する」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条の次に次の二条を加える。

(管理団体による管理)

第三十一条の二 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物の保存につき必要があると認めるときは、適当な市町村その他の法人を管理団体として指定し、当該管理団体に県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第四条第二項から第四項までの規定を準用する。

第三十一条の三 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物の保存につき前条第一項の管理団体（以下「管理団体」という。）の指定の必要がなくなつたときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、第五条第二項の規定を準用する。

第三十二条中「所有者」の下に「又は管理団体」を加え、「囲さく」を「囲さく」に、「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第三十三条中「選任した管理責任者がある場合」を「管理責任者が選任され、又は第三十一条の第二項の規定により管理団体が指定されているとき」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第三十四条第一項中「の現状」を「に關しその現状」に、「教育委員会規則の定める範囲の維持の措置をする場合又は」を「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、」に、「軽微である場合」を「軽微であるとき」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

第三十四条に次の一項を加える。

4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第十四条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

第三十五条中「第六条から第九条まで」を「第六条、第七条(同条第二項から第四項までの規定については、管理団体が指定されているときを除く。)、第八条、第九条」に改める。

第三十六条を削る。

第六章を次のように改める。

第六章 県選定伝統的建造物群保存地区

(選定)

第三十六条 教育委員会は、市町村の申出に基づき、法第八十三条の二に規定する伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部(法第八十三条の四第一項の規定により重要伝統的建造物群保存地区として選定されたものを除く。)で県にとつてその価値が高いものを、鳥取県選定伝統的建造物群保存地区(以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。)

として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

(解除)

第三十七条 教育委員会は、県選定伝統的建造物群保存地区がその価値を失つたときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 前項の規定による選定の解除には、前条第二項の規定を準用する。

(管理等に關する補助)

第三十八条 県は、県選定伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧につき市町村が行う措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

第六章の次に次の三章を加える。

第七章 県選定保存技術

(選定)

第三十九条 教育委員会は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能(法第八十三条の七第一項の規定により選定保存技術として選定されたものを除く。)のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを、鳥取県選定保存技術(以下「県選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たつては、県選定保存技術の保持者又は保存団体(県選定保存技術を保存することを主たる

目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（解除）

第四十条 教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつたときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第一項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第二十条第三項の規定を準用する。

4 県選定保存技術について法第八十三条の七第一項の規定による選定保存技術の選定があつたときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第二十条第五項の規定を準用する。

6 前条第二項の認定が保持者のみにしてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみにしてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされ

れた場合にあつては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第四十一条 保持者及び保存団体には、第二十一条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

（保存）

第四十二条 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

（保存に関する指導又は助言）

第四十三条 教育委員会は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第八章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第四十四条 教育委員会は、第四条第一項、第十九条第一項、第二十五条第一項、第三十条第一項及び第三十一条の二第二項の規定による指定、第五条第一項、第二十条第一項、第二十六条第一項、第三十一条第一項

及び第三十一条の三第一項の規定による指定の解除、第十九条第二項及び第四項(第三十九条第四項で準用する場合を含む。)並びに第三十九条第二項の規定による認定、第二十条第二項及び第四十条第二項の規定による認定の解除、第二十九条第一項の規定による選択、第三十六条第一項及び第三十九条第一項の規定による選定並びに第三十七条第一項及び第四十条第一項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(規則への委任)

第四十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第九章 罰則

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 県指定保護文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者
- 二 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめたる者

第四十七条 第十四条又は第三十四条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定保護文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 鳥取県指定保護文化財の保存に影響を及ぼす行為でこの条例の施行の際現に着手しているものについては、改正後の鳥取県文化財保護条例(以下「改正後の条例」という。)第十四条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該行為に着手している者は、この条例の施行後遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県文化財保護条例(以下「改正前の条例」という。)第十九条第一項の規定により指定されている鳥取県指定無形文化財は、改正後の条例第二十五条第一項の規定により指定された鳥取県指定無形民俗文化財とみなす。この場合において、改正前の条例第十九条第二項の規定によつてした保持者の認定は、解除されたものとする。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第二十五条第一項の規定により指定されている鳥取県指定民俗資料は、改正後の条例第二十五条第一項の規定により指定された鳥取県指定有形民俗文化財とみなす。この場合において、改正前の条例第二十五条第二項において準用する改正前の条例第四条第四項の規定により交付された鳥取県指定民俗資料の指定書は、改正後の条例第二十五条第二項において準用する改正後の条例第四条第

五項の規定により交付された鳥取県指定有形民俗文化財の指定書とみなす。

5 この条例の施行の際現に鳥取県指定有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為に着手している者は、この条例の施行後遅滞なく、教育委員会にその旨の届出をしなければならない。

規 則

恩給の年額の昭和五十年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続に関する規則をここに公布する。

昭和五十年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十五号

恩給の年額の昭和五十年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続に関する規則

(趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和五十年改定に関する条例(昭和五十年月十二鳥取県条例第三十七号)、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十年十二月鳥取県条例第三十九号)及び恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第七十号。鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)第十九条第五項及び第二十五条において準用する部分に限

る。)の施行に伴い年額を改定すべき恩給(以下「改定すべき恩給」という。)の改定手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 改定すべき恩給で昭和五十年十二月二十日前の日付けのある証書を発行したもについては、受給者の請求を待たずその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 改定すべき恩給で昭和五十年十二月二十日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 改定すべき恩給の改定手続でこの規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和五十年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十六号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第七十号。以下「法律第七十号」という。）の施行に伴い、年額を改定すべき恩給で知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 法律第七十号附則第二条（同法による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則第二十三条第六項において準用する同法附則第十四条第二項に係る部分を除く。）、第四条若しくは第六条から第十条まで、法律第七十号による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十三号）附則第十三条又は法律第七十号による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百一十一号）附則第八条第一項（同条第二項に係る部分を除く。）の規定により年額を改定すべき恩給（次条において「改正すべき恩給」という。）で、昭和五十年十一月七日前の日付けのある証書を発行したものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 改定すべき恩給で昭和五十年十一月七日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 法律第七十号の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求

手続で、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）及び鳥取県恩給給与細則（昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号）の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。